**甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金の支給申請について**

１　甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金は、**事業者ごと**の申請になりますので、複数の事業所が存在する場合は一つにまとめて申請をお願いします。

２　支援金の対象となる事業所は、**令和７年４月１日**時点において本市内に所在地を有し、引き続き１年以上営業する意思がある事業所になります。次の事業所は対象となりませんので、支給申請には含めないでください。

　⑴　令和７年４月１日より後に指定になった事業所、従たる事業所、住居

　⑵　休止中や廃止となった事業所、今後１年以内に休止、廃止予定の事業所、令和７年４月１日以降において休止中であった期間がある事業所

　⑶　代表者や役員等が甲府市暴力団排除条例に規定する暴力団員等の事業所

３　申請書等は、甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金のホームページ（https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shogaifukushi/anshinshienkin.html）からダウンロードできます。特に支給申請額内訳書は自動計算等されますので、ダウンロードして使用してください。

４　申請内容に不明な点がありましたら確認いたしますので、忘れずに担当者、電話番号を記入してください。

５　代表者の口座以外の口座に振り込む場合は、委任状を提出してください。

６　申請は、事業者あての通知に同封した封筒に必要な書類一式を入れていただき郵送で行ってください。

７　申請期限は、**令和７年１０月３１日**（消印有効）となっておりますが、早めの申請をお願いします。期限を過ぎたものは受け付けることができません。

８　複数の障害福祉サービス等を併設している場合は、基本的にそれぞれについて対象といたしますが、詳細については次のとおりとしますので、ご確認いただき申請をお願いします。

　⑴　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業所については、同一箇所で行っている場合は１事業所といたしますので、申請額内訳書のサービス名は「居宅介護等」を選択してください。

　⑵　障害者支援施設の生活介護は対象外とします。

　⑶　空床型の短期入所は対象外とします。

　⑷　就労継続支援のＡ型とＢ型を同一箇所で行っている場合は１事業所といたします。なお、「定員数」はそれぞれの定員を合計した数字を記入してください。

⑸　生活介護、自立訓練、就労継続支援の従たる事業所は別事業所として扱いますので、事業所名欄に「（従たる事業所）」と併せて記入してください。

　⑹　共同生活援助のサテライト型は別事業所として扱いますので、事業所名欄に「（サテライト型）」と併せて記入してください。

　⑺　児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能型事業所については、１事業所としますので、申請額内訳書のサービス名は、「児童発達支援及び放課後等デイサービス」を選択してください。なお、「定員数」はそれぞれの定員を合計した数字を記入してください。

　⑻　相談支援、障害児相談支援については、同一箇所で行っている場合は１事業所といたしますので、申請額内訳書のサービス名は「相談支援」を選択してください。

９　不明な点、ご質問等ございましたら、甲府市福祉部障がい福祉課サービス支援係の雨宮のメールアドレス（ta5edw@city.kofu.lg.jp）あてにメールしてください。順次メールまたは電話で回答いたします。

ｴﾙｼﾞｰ